



島根県報

令和3年3月19日（金）

第 192 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

補助金等交付規則の一部を改正する規則	（財 政 課）	5
島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	（環 境 政 策 課）	6
島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則	（健康福祉総務課）	6
保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則	（医 療 政 策 課）	7
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則	（高 齢 者 福 祉 課）	9
老人福祉法施行細則の一部を改正する規則	（ " ）	9
介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則の一部を改正する規則	（ " ）	10
覚醒剤取締法施行細則の一部を改正する規則	（薬 事 衛 生 課）	12
毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則	（ " ）	13
建築士法施行細則の一部を改正する規則	（建 築 住 宅 課）	13
建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則	（ " ）	14
島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	（ " ）	14
島根県会計規則の一部を改正する規則	（審 査 指 導 課）	15

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	15
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	15
介護保険法の規定による指定介護老人福祉施設の指定の辞退	（ " ）	16
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水 産 課）	16
河川区域の指定（2件）	（河 川 課）	16
建築計画概要書等閲覧規程の一部改正	（建 築 住 宅 課）	17

【訓 令】

浜田ダム操作規則の一部改正	（河 川 課）	17
第二浜田ダム操作規則	（ " ）	17

【公 告】

特定計量器の定期検査の実施	（商 工 政 策 課）	20
基本測量の実施	（技 術 管 理 課）	21
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	21

【特定調達公告】

大気モニタ及びヨウ素サンプラの調達に係る随意契約の相手方等	（原子力安全対策課）	22
既存可搬型モニタリングポスト更新業務に係る随意契約の相手方等	（ " ）	22
島根県立中央病院における放射線機器等包括保守業務に係る一般競争入札の落札者等	（病 院 局）	23

【人委規則】

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	23
県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	24
地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	24
会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	24

公布された条例等のあらまし

◇補助金等交付規則の一部を改正する規則（規則第17号）

1 規則の概要

- (1) 規則の適用対象とする負担金、交付金等の範囲を改正することとした。（別表関係）
- (2) その他規定の整備

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（規則第18号）

1 規則の概要

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理（別表第1関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第19号）

1 規則の概要

- (1) 島根県立東部総合福祉センターの設備使用料の新設（別表関係）

種 別	区 分	設 備 名	単 位	使用料の額（1回につき）
映像関係設備	406研修室	手動スクリーン	1面	420円
	共通	プロジェクター	1台	900円

- (2) 島根県立東部総合福祉センターの有料設備を定めた別表から16ミリ映写機、スライド映写機（A）及びスライド映写機（B）を削除することとした。（別表関係）
- (3) 行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号・様式第3号関係）
- (4) その他規定の整備

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則（規則第20号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第2号—様式第6号・様式第8号—様式第10号・様式第12号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則（規則第21号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直し等に係る様式の整備（様式第1号—様式第10号関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇老人福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第22号）

1 規則の概要

- (1) 行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号—様式第14号関係）
- (2) 老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う様式の整備（様式第12号関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則の一部を改正する規則（規則第23号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直し等に係る様式の整備（様式第1号・様式第2号関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇覚醒剤取締法施行細則の一部を改正する規則（規則第24号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（第1号様式—第5号様式・第7号様式—第10号様式・第12号様式—第13号様式その2関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則（規則第25号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（第1号様式・第2号様式・第4号様式・第5号様式・第7号様式・第9号様式—第11号様式関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇建築士法施行細則の一部を改正する規則（規則第26号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（第1号様式—第1号の3様式・第4号様式・第5号様式関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則（規則第27号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る規定及び様式の整備（第15条・第1号様式・第3号様式その2・第5号様式関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第28号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号—様式第3号・様式第8号—様式第8号の5・様式第10号・様式第12号・様式12号の3・様式第13号・様式第13号の3・様式第13号の5・様式第15号・様式第16号関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県会計規則の一部を改正する規則（規則第29号）

1 規則の概要

- (1) 収支等命令者は、指定代理納付者の指定に関することについては事前に出納機関に協議しなければならないこととした。（第8条関係）
- (2) 指定代理納付者の指定等の告示に係る規定の整備（第30条の2関係）
- (3) 行政手続における押印等の見直しに係る規定の整備（第60条の2関係）
- (4) 遅延賠償金を徴収する場合の割合を年2.5パーセントに改めることとした。（第71条関係）
- (5) 出納機関等が領収した現金の指定金融機関等への払込期間の例外について、特別の事情により払込期間を延長しなければならないものであって、あらかじめ会計管理者の承認を得たものを追加することとした。（第72条関係）
- (6) 所有物品のうち備品及び消耗品の区分の見直しに伴う所要の改正（第86条関係）
- (7) 使用責任者は、使用責任者記録簿に記載された備品等を適切に管理しなければならないことを明記することとした。（第94条関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

規 則

補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第17号

補助金等交付規則の一部を改正する規則

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第3条中「告示する」を「公表する」に改め、同条ただし書中「告示せず」を削る。

別表第13号を次のように改める。

13 島根県特定地域づくり事業協同組合設立支援交付金

別表中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号から第32号までを1号ずつ繰り上げ、第33号を削り、第34号を第32号とし、同号の次に次の1号を加える。

33 しまね放課後児童クラブ施設整備促進事業費交付金

別表中第35号を第34号とし、第36号を第35号とし、第37号を第36号とし、同号の次に次の1号を加える。

37 重層的支援体制整備事業交付金

別表中第96号を第98号とし、第93号から第95号までを2号ずつ繰り下げ、第92号を削り、第91号を第94号とし、第82号から第90号までを3号ずつ繰り下げ、第81号を第84号とし、同号の前に次の1号を加える。

83 島根県立農林大学校奨学のための宿舍貸付料助成金

別表中第80号を第82号とし、第71号から第79号までを2号ずつ繰り下げ、第70号を削り、第69号を第72号とし、第64号から第68号までを3号ずつ繰り下げ、第63号を第66号とし、同号の前に次の1号を加える。

65 就職氷河期世代の新規就農促進資金

別表中第62号を第64号とし、第61号を第63号とし、第60号を第62号とし、第59号を第61号とし、同号の前に次の1号を加える。

60 近隣の担い手による営農支援交付金

別表中第58号を第59号とし、第44号から第57号までを1号ずつ繰り下げ、第43号の次に次の1号を加える。

44 子育て支援対策臨時特例交付金

附 則

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第13号、第18号、第33号、第70号及び第92号に掲げる交付金については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則（以下「改正後の規則」という。）第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。
- 改正後の規則別表第13号、第33号、第44号、第65号及び第83号に掲げる交付金については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第18号

島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

島根県環境影響評価条例施行規則（平成11年島根県規則第98号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項の1中「第38条第3項」を「第38条第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第19号

島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立総合福祉センター条例施行規則（平成7年島根県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「福祉」を「健康若しくは福祉」に改め、同条第2号中「福祉の」を「健康又は福祉の」に改め、同条第3号中「福祉」を「健康又は福祉」に改める。

別表の1の表中

「

405研修室	映像設備	一式	2,130円	
	手動スクリーン	1面	420円	
共通	16ミリ映写機	1台	2,130円	専用台を含む。
	オーバーヘッドプロジ	1台	850円	専用台を含む。

	ェクター			
	スライド映写機 (A)	1 台	850円	専用台を含む。
	スライド映写機 (B)	1 台	740円	専用台を含む。
	可搬式スクリーン	1 面	420円	

を

405研修室	映像設備	一式	2,130円	
	手動スクリーン	1 面	420円	
406研修室	手動スクリーン	1 面	420円	
共通	オーバーヘッドプロジ ェクター	1 台	850円	専用台を含む。
	可搬式スクリーン	1 面	420円	
	プロジェクター	1 台	900円	

に改める。

様式第1号中「㊤」を削り、同様式添付書類中5を削り、6を5とし、7を6とする。

様式第3号中「㊤」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県立総合福祉センター条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第20号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和30年島根県規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

氏 名		印		電 話	
-----	--	---	--	-----	--

を

氏 名		電 話	
-----	--	-----	--

に改

め、注を削る。

様式第3号中

「

氏 名		印		続柄	
-----	--	---	--	----	--

を

」

「

氏 名		続柄	
-----	--	----	--

に改

」

め、注を削る。

様式第4号及び様式第5号中

「

氏 名		印		電 話	
-----	--	---	--	-----	--

を

」

「

氏 名		電 話	
-----	--	-----	--

に改

」

め、注を削る。

様式第6号及び様式第8号から様式第10号までの様式中

「

ふりがな	(氏)	(名)	印
氏 名			

を

」

「

ふりがな	(氏)	(名)
氏 名		

に改

」

め、注を削る。

「

ふりがな		印	
氏 名			

を

」

「

ふりがな	
氏 名	

に改め、注を削る。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の保健師助産師看護師法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第21号

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成12年島根県規則第50号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削り、同様式付表2中

「

適合の可否		
-------	--	--

」

を

「

適合の可否		
利用者の推定数（人）		

」

に改める。

様式第1号の2から様式第4号までの様式中「㊟」を削る。

様式第5号から様式第8号までの様式中「印」を削る。

様式第9号中「㊟」を削る。

様式第10号中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第22号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（平成14年島根県規則第40号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までの様式中「印」を削る。

様式第5号その1及び様式第5号その2中「㊦」を削る。

様式第6号その1及び様式第6号その2中「㊰」を削る。

様式第7号から様式第9号までの様式中「印」を削る。

様式第10号中「㊦」を削る。

様式第11号中「㊰」を削る。

様式第12号中「印」を削り、「便宜」を「介護等」に、

「

市場調査等による入所者の見込み	
職員の配置の計画	
入居一時金、利用料その他の入所者の費用負担の額（円）	
医療施設との連携の内容	

」

を

「

職員の配置の計画	
入居一時金、利用料その他の入所者の費用負担の額（円）	

」

に改め、同様式（添付書類）1を次のように改める。

1 設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等

様式第12号（添付書類）4から6までを次のように改める。

- 4 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書
- 5 老人福祉法第29条第9項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
- 6 一時金の返還に関する老人福祉法第29条第10項に規定する契約の内容を証する書類

様式第13号及び様式第14号中「印」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の老人福祉法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

「㊤」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の覚醒剤取締法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第25号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和51年島根県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第1号様式、第2号様式、第4号様式、第5号様式、第7号様式及び第9号様式から第11号様式までの様式中「㊤」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の毒物及び劇物取締法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第26号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「(署名)」及び「㊤」を削る。

第1号の2様式中「㊤」を削り、同様式注意中3を削り、4を3とし、5を4とし、6を5とする。

第1号の3様式中「㊤」を削る。

第4号様式中「氏名.....㊤.....」を「氏名.....」に、
(署名) 」

「

氏 名		㊤
-----	--	---

を

」

「

氏 名	
-----	--

に改める。

」

第5号様式中「㊟」を削り、「注意 1 申請者の氏名を自署したときには、押印を省略することができます。 を
2 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。」

「注意 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の建築士法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第27号

建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則

建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関する規則（昭和26年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「署名捺印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第1号様式、第3号様式その2及び第5号様式中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第28号

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

島根県建築基準法施行細則（昭和48年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号まで及び様式第8号から様式第8号の5までの様式中「㊟」を削る。

様式第10号表面中「㊟」を削り、同様式裏面中「印」を「実印」に改め、同様式裏面に注として次のように加える。

注 印鑑証明書を添付すること。

様式第12号、様式第12号の3、様式第13号、様式第13号の3、様式第13号の5、様式第15号及び様式第16号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の建築基準法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第29号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定代理納付者の指定に関する事。

第30条の2中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第60条の2第1項中「記名押印」を「記名」に改める。

第71条第1項中「年2.6パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

第72条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 歳入歳出外現金に属するものであって、領収した日において直ちに返付するもの

(2) 特別の事情により払込期間を延長しなければならないものであって、あらかじめ会計管理者の承認を得たもの

第86条第1項第1号及び第4号中「5万円」を「10万円」に改める。

第94条に次の1項を加える。

- 3 使用責任者は、使用責任者記録簿に記載された備品等を適切に管理しなければならない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第190号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
雲南うめき整形外科	雲南市木次町下熊谷1543-1	令和3年3月1日
たいようどう薬局 木次店	雲南市木次町下熊谷1543-5	令和3年3月1日

島根県告示第191号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第

144号) 第49条の規定により、法による医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人 姫野クリニック	出雲市塩冶町1069	令和3年2月1日

島根県告示第192号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定の辞退があったので、同法第93条第2号の規定により告示する。

令和3年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

開設者の名称	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日
社会福祉法人 真心会	介護老人福祉施設	特別養護老人ホームるんびにい苑 (従来型)	出雲市園町字妻ノ神2606 番地1	令和3年3月31日

島根県告示第193号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成29年島根県告示第102号による保険に付すべき義務は、令和3年3月9日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和3年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

五十猛加入区

島根県告示第194号

二級河川浜田川水系浜田川及び中筋川（浜田ダムに限る。）に係る河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号に規定する河川区域を次のように指定したので、同条第4項の規定により告示する。

河川区域の指定（平成6年島根県告示第429号）は、廃止する。

令和3年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域とする。

「次の図面」は省略し、土木部河川課及び浜田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

島根県告示第195号

二級河川浜田川水系浜田川（第二浜田ダムに限る。）に係る河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号に規定する河川区域を次のように指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域とする。

「次の図面」は省略し、土木部河川課及び浜田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

島根県告示第196号

建築計画概要書等閲覧規程（昭和48年島根県告示第492号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

第1条中「第11条の4第3項」を「第11条の3第3項」に改める。

第9条中「第11条の4第1項第7号」を「第11条の3第1項第7号」に、「前7条」を「第2条から第8条まで」に改める。

附 則

この告示は、令和3年3月19日から施行する。

訓

令

島根県訓令第2号

土 木 部
浜田県土整備事務所

浜田ダム操作規則（令和2年島根県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

目次中「附 則」を「附則」に改める。

第3条中「50立方メートル」を「120立方メートル」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

島根県訓令第3号

土 木 部
浜田県土整備事務所

河川法（昭和39年法律第167号）第14条第1号の規定に基づき、第二浜田ダム操作規則を次のように定める。

令和3年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

第二浜田ダム操作規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 貯水池の水位等（第3条—第6条）

第3章 貯水池の用途別利用（第7条・第8条）

第4章 洪水調節等（第9条—第13条）

第5章 貯留された流水の放流（第14条—第19条）

第6章 点検、整備等（第20条—第22条）

第7章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

（通則）

第1条 第二浜田ダムの操作については、この訓令の定めるところによる。

（ダムの用途）

第2条 第二浜田ダムは、洪水調節及び流水の正常な機能の維持をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

（洪水）

第3条 この訓令において「洪水」とは、流水の浜田ダム貯水池への流入量が、毎秒120立方メートル以上である場合における当該流水をいう。

（水位）

第4条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

（常時満水位）

第5条 貯水池の常時満水位は、標高58.8メートルとする。

（サーチャージ水位）

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高104.6メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

（洪水調節等のための利用）

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節（以下「洪水調節等」という。）は、標高58.8メートルから標高104.6メートルまでの容量1,357万立方メートルを利用して行うものとする。

（流水の正常な機能の維持のための利用）

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高53.9メートルから標高58.8メートルまでの容量65万立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

（洪水警戒体制）

第9条 浜田県土整備事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号にいずれかに該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- (1) 松江地方気象台から浜田市において降雨に関する警報が発せられたとき。
- (2) 前項に掲げるもののほか、知事が別に定めるところにより、洪水の発生が予想させるとき。

（洪水警戒体制時における措置）

第10条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 土木部河川課、松江地方気象台その他知事が別に定める関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節等を行うことに関し必要な措置

（洪水調節等）

第11条 洪水調節等は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第12条 前条の規定により洪水調節等を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第13条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第14条 ダムによって貯留された流水は、第11条、第12条及び第16条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に放流を行うことができる。

- (1) 管理用発電を行うとき。
- (2) 第20条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、知事が別に定める特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項第1号に該当する場合の放流量の限度は、毎秒0.90立方メートルとし、前項第2号又は第3号に該当する場合の放流量の限度は、毎秒4.33立方メートルとする。

(放流の原則)

第15条 所長は、管理用発電所又は放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第16条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、第二浜田ダム地点及び砂子地点における流量が、別表に掲げる期間においてそれぞれ同表に定める流量を確保できるようダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(流水の貯留制限)

第17条 所長は、第二浜田ダム地点の流量が毎秒0.48立方メートルを下回るときは、貯水池に流入する流水を貯留しないものとする。

(放流に関する通知等)

第18条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、知事が別に定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第19条 管理用発電所又は放流管から放流を行う場合のゲート等の操作については、知事が別に定める。

第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第20条 所長は、知事が別に定めるところにより、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第21条 所長は、知事が別に定めるところにより、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第22条 所長は、第18条の規定による放流に関する通知等、第19条の規定によるゲート等の操作、第20条の規定による計測、点検及び整備又は前条の規定による観測を行ったときは、知事が別に定める事項を記録しておかなければならない。

第7章 雑則

(委任)

第23条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施のため必要な手続その他の事項は、知事が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第16条関係）

地 点 名	期 間	流量（毎秒、立方メートル）
第二浜田ダム	1月1日～4月10日	0.380
	4月11日～4月20日	0.395
	4月21日～5月10日	0.398
	5月11日～9月20日	0.395
	9月21日～12月31日	0.380
砂子（利水基準点）	1月1日～12月31日	0.480

公 告

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

令和3年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

- (1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
11月15日から12月17日まで	特定計量器の所在の場所	益田市、雲南市、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
6月1日から8月27日まで	特定計量器の所在の場所	益田市、雲南市、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市 町 村	検 査 期 日	検 査 時 間	検 査 場 所
益田市	5月6日	13時から17時まで	益田市役所
	5月7日	10時から11時まで	
	5月10日	13時から15時まで	
	5月11日	9時30分から15時まで	
	5月12日	10時から15時30分まで	
	5月13日	10時から16時まで	

	5月14日	10時から10時30分まで	
	5月25日	10時から16時まで	
	5月26日	9時から16時まで	
	5月27日	9時から16時まで	
	5月28日	9時から12時まで	
雲南市	6月1日	10時から16時まで	雲南市役所
	6月2日	11時から15時30分まで	
	6月3日	10時から15時30分まで	
	6月7日	9時30分から15時30分まで	
	6月8日	9時30分から16時まで	
	6月9日	10時から15時30分まで	
	6月10日	10時から16時まで	
	6月11日	9時30分から15時まで	
海士町	6月14日	14時から16時30分まで	海士町役場
	6月15日	9時30分から16時30分まで	
西ノ島町	6月16日	10時から17時まで	西ノ島町役場
知夫村	6月17日	10時30分から12時30分まで	知夫村役場
隠岐の島町	7月6日	13時30分から17時まで	隠岐の島町役場
	7月7日	9時30分から16時30分まで	
	7月8日	9時30分から16時30分まで	
	7月13日	13時30分から16時まで	
	7月14日	9時30分から16時30分まで	
	7月15日	9時30分から12時まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

2 作業期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 作業地域

島根県全域

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 開発区域
安来市赤江町字寺下1476番4、1476番5、1476番6
面積 735.18平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安来市飯島町1718 桂ヶ丘団地 昌林会社宅D号室
佐中大介
佐中純子
佐中繁俊

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
大気モニタ及びヨウ素サンブラ調達業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県防災部原子力安全対策課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年2月3日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
応用光研工業株式会社 代表取締役 江原 直行 東京都福生市大字熊川1642番地26
- 5 随意契約に係る契約金額
68,200,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
既存可搬型モニタリングポスト更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県防災部原子力安全対策課 島根県松江市殿町1番地

- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年2月4日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
応用光研工業株式会社 代表取締役 江原 直行 東京都福生市大字熊川1642番地26
- 5 随意契約に係る契約金額
169,642,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年3月19日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

- 1 件名及び数量
放射線機器等包括保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
令和3年3月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
エム・シー・ヘルスケア株式会社 代表取締役 木村 真敏
東京都港区港南二丁目16番1号 品川イーストワンタワー12階
- 5 落札金額
168,713,050円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和3年1月15日

人 事 委 員 会 規 則

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第1号

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第7条第1項」の次に「、第9条」を加え、同条第3項中「条例」の次に「第9条及び」を加え、同条第4項中「第8条から第10条まで及び条例」を「第8条、第10条及び」に改める。

第7条中「、条例第8条」の次に「、第9条」を加える。

第8条中「、第9条」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第2号

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第8条第1項」の次に「、第9条」を加え、同条第3項中「条例」の次に「第9条及び」を加え、同条第4項中「第8条の2から第10条まで及び条例」を「第8条の2、第10条及び」に改める。

第7条中「第8条の2」の次に「、第9条」を加える。

第8条中「、第9条」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第3号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第6条中「地域指導室及び同課」を「自動車警ら隊、地域指導室及び」に改める。

附 則

この規則は、令和3年3月25日から施行する。

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第4号

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「割合を乗じて得た額」の次に「（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た額）」を加える。

第7条第3項中「報酬額」の次に「（1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額）」を加える。

第9条第1項第1号及び第2号中「（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た額）」を削る。

第12条第2項第4号を次のように改める。

(4) 前項第3号に規定する職員として在職した期間については、給与規則第16条第4項第4号から第7号までに掲げる期間

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。